

公 告

分任契約担当官代理
陸上自衛隊東千歳駐屯地
第324会計隊契約班長 土 居 友 和

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6LWD10401610		69N21A10051 0001								
品名 または 件名										
東千歳通信所水抜き役務										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST							1	3	
納地または工事場所				引 渡 場 所						
東千歳通信所				千通 伊藤事務官（４３３５）						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
				令和8年12月18日（金）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊東千歳駐屯地 第324会計隊契約班及び北部方面会計隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年7月16日（木）10時30分 第324会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - イ 令和8年度有効の全省庁統一資格において「役務の提供等」の「A」「B」「C」「D」の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者である事。（資格審査結果通知書の写しを入札時に必ず提出すること。）
 - ウ 別紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
 - エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - オ 「入札及び契約心得」を厳守している者。
- (2) 保証金等に関する事項
- ア 入札保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
 - イ 契約保証金：免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (3) 入札の無効
- ア 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - イ 入札に関する条項に違反した入札
 - ウ 入札金額、入札者の氏名判別し難い入札
 - エ 電報・FAXによる入札
 - オ 入札開始時刻に遅れた者による入札
 - カ 誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
 - キ 次の文面を記載していない入札書による入札。「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））」は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約

心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」

(4) 落札決定方式

総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、抽選により決定する。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 契約条項

本契約は「役務請負契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項」を適用する。

(7) 契約書の作成

契約書は作成する。但し、落札金額が100万円未満の場合は契約書を作成しない。

(8) その他

ア 再度入札の必要が生じた場合

直ちに実施する。但し、郵便入札があった場合別示とする。

イ 郵便入札

件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、それと資格審査結果通知書（写）を「（入札件名）入札書在中」と記載した封筒に入れて、書留郵便（簡易書留可）にて令和8年7月15日（水）17時までに第324会計隊契約班に必着させること。この際、下記担当者に電話にて到達の確認を行うこと。

ウ 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。但し、契約書を省略する場合については、落札者が決定したと通知したときとする。

エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

オ 入札に関する事項の問い合わせ先

〒066-8577

北海道千歳市祝梅1016

陸上自衛隊 東千歳駐屯地 第324会計隊 契約班（担当：桶屋）

TEL0123-23-5131（内3441） FAX0123-23-3642（直通）

カ 仕様書に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊東千歳駐屯地（担当：伊藤）

TEL0123-23-5131（内4335）

(9) 公告掲示場所及び期間

ア 掲示場所

（ア） 東千歳、札幌、島松の各駐屯地会計隊、千歳商工会議所、千歳市役所

（イ） 北部方面会計隊ホームページ

イ 掲示期間

令和8年7月2日（木）～ 令和8年7月16日（木）

仕 様 書			仕様書番号：千通2026-0000-000																														
1 件名：東千歳通信所水抜き役務																																	
2 場所：北海道千歳市祝梅１０１６ 陸上自衛隊東千歳駐屯地 東千歳通信所																																	
3 概要：東千歳通信所における水抜き等																																	
4 役務期間：契約日の翌日から令和８年１２月１８日（金）																																	
一 般 共 通 事 項	1 総 則	本仕様書は、東千歳通信所の水抜き役務について規定する。	一 般 共 通 事 項	12 提出書類	(3) 履行場所以外の無断立入及び写真撮影は禁止する。また、役務場所等撮影した写真は監督官の点検を受けるものとする。																												
	2 案内図	役務詳細参照（図1）			(1) 提出書類は表１の通りとし、監督官の確認を受けたのちに提出するものとする。																												
	3 役務内容	マンホール及びハンドホール内の水抜き等 役務詳細参照（図2）			(2) 実施計画書は、予定表、実施体制、実施内容及び要領の内容を記載するものとする。																												
	4 検査官 及び監督官	東千歳駐屯地契約担当官が任命した隊員をいう。			(3) 実施報告書は、役務完了の結果を示す内容を記載するものとする。 ア 水抜き前の写真 イ 水抜き作業中の写真 ウ 水抜き後の写真																												
	5 疑 義	本仕様書について疑義が生じた場合は、監督官と協議を実施し、その指示に従うものとする。			(4) 作業報告書は、監督官の示すフォーマットを利用または準用して作成するものとする。																												
	6 軽微な変更	仕様書の記述に齟齬がある場合または明示のない場合、あるいは現場の状況等により軽微な変更の必要性が生じた場合には、監督官と協議し、その指示に従うものとする。			表 1																												
	7 器資材等	本役務履行に必要な器資材等は、契約の相手方が準備するものとする。			<table><tr><td>No</td><td>書類名</td><td>部 数</td><td>提出時期</td></tr><tr><td>1</td><td>立入許可申請書</td><td>1 部</td><td>契約後速やかに</td></tr><tr><td>2</td><td>写真機持込申請書</td><td>1 部</td><td>持ち込みの１週間前まで</td></tr><tr><td>3</td><td>実施計画書</td><td>1 部</td><td>役務実施前まで</td></tr><tr><td>4</td><td>実施報告書</td><td>1 部</td><td>役務終了後速やかに</td></tr><tr><td>5</td><td>作業報告書</td><td>1 部</td><td>各日作業終了の都度</td></tr><tr><td>6</td><td>その他指示した書類</td><td>必要数</td><td>その都度速やかに</td></tr></table>	No	書類名	部 数	提出時期	1	立入許可申請書	1 部	契約後速やかに	2	写真機持込申請書	1 部	持ち込みの１週間前まで	3	実施計画書	1 部	役務実施前まで	4	実施報告書	1 部	役務終了後速やかに	5	作業報告書	1 部	各日作業終了の都度	6	その他指示した書類	必要数	その都度速やかに
	No	書類名			部 数	提出時期																											
	1	立入許可申請書			1 部	契約後速やかに																											
	2	写真機持込申請書			1 部	持ち込みの１週間前まで																											
3	実施計画書	1 部	役務実施前まで																														
4	実施報告書	1 部	役務終了後速やかに																														
5	作業報告書	1 部	各日作業終了の都度																														
6	その他指示した書類	必要数	その都度速やかに																														
8 発生材	本役務履行の結果発生した廃材等は契約の相手方が処分するものとする。	13 官側の支援	14 現場における制限事項	(1) 契約の相手方は、本役務の履行に官側の支援を必要とする場合には、監督官に事前に調整し、無償で官側の支援を受けることができる。 (1) 官側が保有する電話、電力、水等の使用 (2) 官有資材等及び施設等の利用 (3) データ及び資料等の提示 (4) その他、官側が必要と認めた事項																													
9 現場管理	(1) 本役務履行中、各施設及び機器に損傷を与えた場合は、監督官の統制により復旧すること。 (2) 本役務履行中において危険性のある場所には、危険表示等の処置を行う。				(1) 作業時間は０８００～１６００を基準とし時間外に作業する場合は監督官と調整し許可を受けるものとする。 (2) 土曜日、日曜日、祝祭日の作業は原則として実施しないものとするが、作業工程上及び進捗状況によりやむを得ない場合は、監督官と調整し許可を受けるものとする。																												
10 立入手続き	契約業者は、本役務締結後速やかに履行場所へ立ち入る人員、車両、機器等を明らかにし、監督官の指示に従い所要の書類を提出して履行場所への立入手続きを行う。	役務名	東千歳通信所水抜き役務	図面番号		１／２																											
11 秘密保全	(1) 契約業者及びその下請け業者は、本役務履行に際し、知り得た内容を利用してはならない。また、第三者に漏らしてはならない。 (2) 通信所への出入門は、通信所で定められた所定の手続き及び諸規則に従わなければならない。	図面名称	仕様書	縮 尺	—																												
			東千歳通信所		令和８年 月 日																												

役務詳細

- 1 範 囲
- 総延長約 6 k m（役務範囲図参照）
- 2 実施要領
- (1) 図 2 に示すマンホール及びハンドホール（1 2 7 か所）を
実施するものとする

(2) マンホール及びハンドホールの蓋を開け排水し、排水後は
蓋を閉めるものとする
- 3 注意事項
- (1) 排水方向
林内に排水とするも細部は現地にて示す

(2) 車 両
排水車の場合は通行の妨げにならないよう停車するものとする
- 4 安全管理
- 作業場所はコーン等の標記で明示し、人員及び車両の通行の
安全を確保すること
- 5 作業完了日等
- 作業の完了は 1 1 月 3 0 日（月）までとし、各種提出書類の
提出については役務期間までとする

図 1 案内図

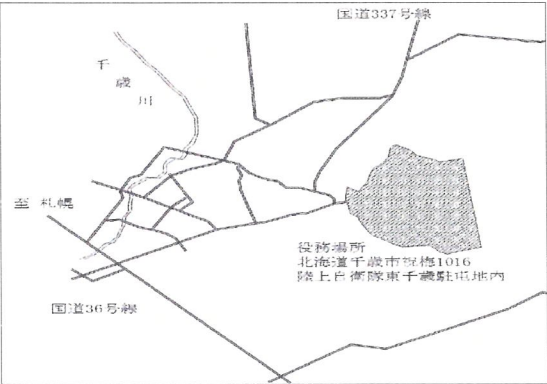


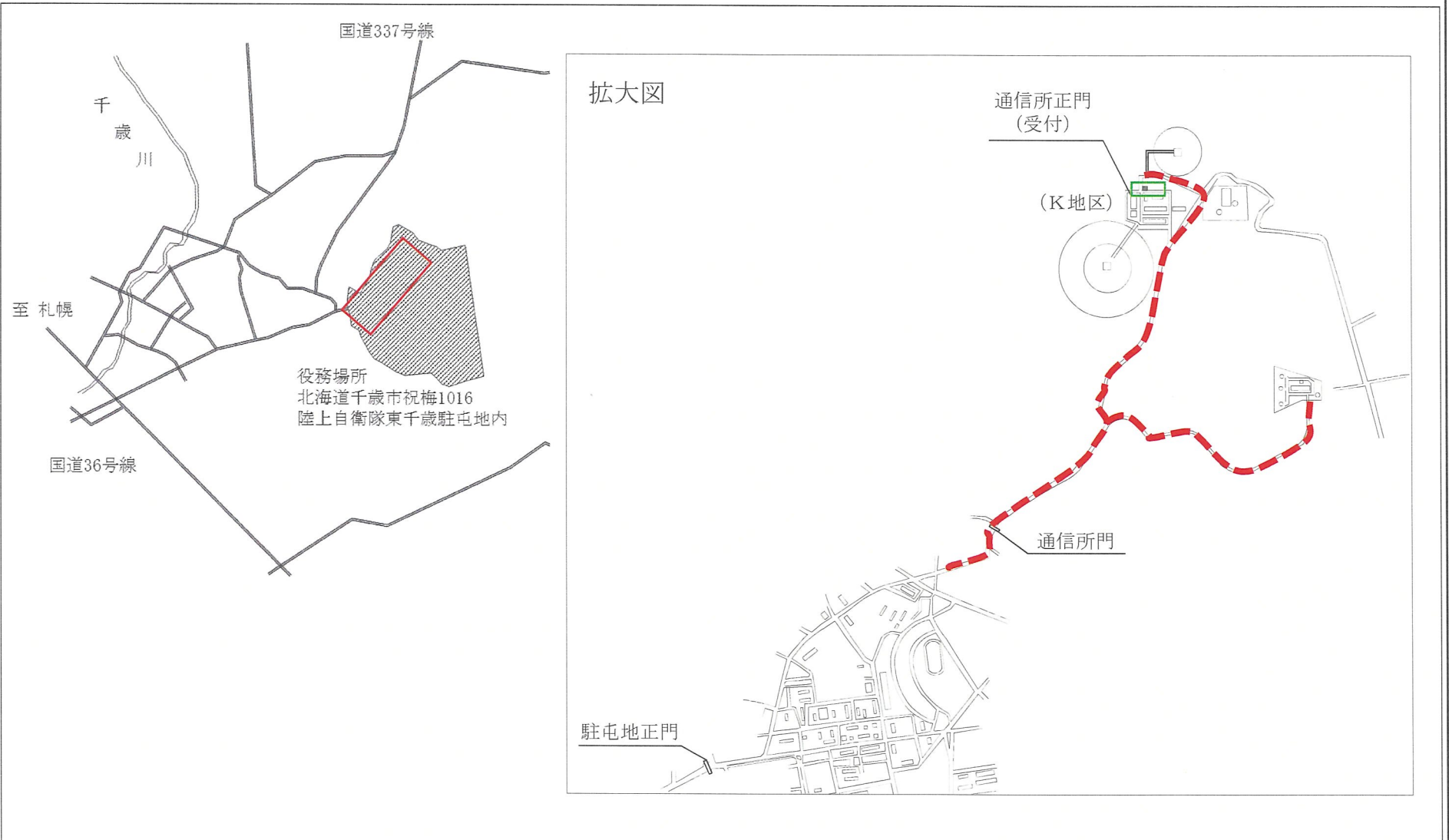
図 2 役務範囲図



役務名	東千歳通信所水抜き役務	図面番号	2 / 2
図面名称	役務詳細	縮 尺	—
東千歳通信所		令和 8 年 月 日	

役務詳細 1

図 1 案内図



役務名	東千歳通信所水抜き役務	図面番号	2 / 3
図面名称	役務詳細 1	縮 尺	—
東千歳通信所		令和 8 年 月 日	

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ （1）及び（2）に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど（1）又は（2）に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

価 格 調 査 依 頼 書

令和8年7月2日

業 者 各 位

分任契約担当官代理
陸上自衛隊東千歳駐屯地
第324会計隊契約班長 土居 友和
TEL(0123)23-5131 内線3441
FAX (0123) 23-3642
担当 桶屋

件名：東千歳通信所水抜き役務

No.	品 名	規 格	数量	単位	金 額
1	東千歳通信所水抜き役務	仕様書のとおり	1	ST	
		以下余白			

価格調査依頼に御協力頂けますようお願いします。

※ 本見積は消費税抜きの価格を記載して下さい。内訳書の添付もお願いします

※ 提出期限：令和8年7月13日（月）1700まで（会計隊へFAXでの回答）お願いします。

業 者 名

印